

議案第 二六 号

三朝町寺教科条例中一部改正に付て
三朝町寺教科条例中一部を次々ように改正するものとする

昭和二十九年三月九日提出

三朝町長 坂出 雅 己



昭和二十九年 三月九日 議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉



昭和二十九年三朝町条例 号

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例(昭和二十八年三朝町条例第一五号)の一部を次の様に改正する

第三條中「三印鑑に關する証明(一件につき)金三十円」を「五十円」に改める

附 則

この条例は公布の日から施行する

昭和二十九年三月廿一日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉

